

# 2019 年度地域課題対応人材育成事業「地域コアリーダープログラム」 応募要領

## 1 応募資格

地域課題対応人材育成事業「地域コアリーダープログラム」の参加青年に応募する者は、次の各条件を満たす者でなければならない。なお、本事業に応募する者は、2019 年度において内閣府が実施する他の青年国際交流事業へ応募することはできない。

- (1) 国籍及び年齢  
日本の国籍を有し、2019 年 4 月 1 日現在、23 歳以上 40 歳以下（1978 年 4 月 2 日から 1996 年 4 月 1 日までに出生）の者
- (2) 社会への貢献  
外国青年招へいプログラムにおける被招へい者の受入れに積極的に携わり、プログラム終了後もその経験を生かして社会活動を活発に行うことが期待できる者
- (3) 協調性  
協調性に富み、事業の計画に従って規律ある団体行動ができる者
- (4) 社会活動の経験  
高齢者関連活動、障害者関連活動、青少年関連活動等の社会活動の経験が原則 3 年以上ある者で、専門とする社会活動について、知識又は技能がある者
- (5) 非営利団体の運営  
高齢者関連活動、障害者関連活動、青少年関連活動等の社会活動を行っている非営利団体の運営に現に携わっているか、将来携わる意欲を有すること
- (6) 訪問国への関心と理解  
訪問国に対して関心と理解がある者
- (7) 語学力  
英語により簡単な日常会話ができる者が望ましい。  
英語ができなくても選考試験で不利になることはない。
- (8) 事業全日程への参加  
事前研修、出発前研修、派遣プログラム及び帰国後研修（NPO マネジメントフォーラムを含む。）の全日程に参加できる者

## 2 欠格事由

国会又は地方公共団体の議会の議員の職にある者は応募することができない。

## 3 募集期間

2019 年 2 月から 3 月下旬にかけての各都道府県又は全国的青少年団体等において定める期間

## 4 募集人員

24 人

高齢者分野（オランダ王国）	8 人
障害者分野（イタリア共和国）	8 人
青少年分野（フィンランド共和国）	8 人

## 5 応募方法

### (1) 提出書類

- ア 参加申込書（様式） 1 通  
様式は内閣府ホームページ（<https://www.cao.go.jp/koryu/>）からダウンロードすること。  
（パソコンのワープロソフトによる作成を推奨する。）
- イ 作文（様式） 1 編  
（パソコンのワープロソフトによる作成を推奨する。）
  - a テーマ
    - （ ）志望動機
    - （ ）応募者自身が、  
組織や団体で活動している際に、その組織・団体の運営面及び活動面について問題や課題と

考えていること

それらに対する解決・対応手法として考えられること

を中心に具体的に記述する。題名は自由に設定してよい。

b 字数

1,200字以内（題名、事業名及び氏名は字数に含まない。）

c 書式

縦A4版横書きとし、題名、氏名及び字数を明記すること。

ウ 所属団体による推薦書（様式） 1通

様式は内閣府ホームページ（<https://www.cao.go.jp/koryu/>）からダウンロードすること。

エ 健康診断書 1通

2018年4月1日以降に受診した健康診断結果を提出すること（これより前に受診していた場合、診断書の再提出を求めることとなるため注意すること）。健康診断は医療機関で受診するもののほか、勤務先で受診する定期健康診断結果でも差支えない。

(2) 提出先及び提出方法

応募者は、参加申込書、作文、所属団体による推薦書及び健康診断書をそろえて、各都道府県の青年国際交流主管課(室)又は全国的青少年団体等へメールや郵送等、各主体が指定する方法により提出すること。都道府県については、原則として、応募時点の住民票住所の属する都道府県の青年国際交流主管課(室)を窓口とする。ただし、応募者の状況に応じて、住民票住所の属する都道府県以外への応募を特別に認める場合があるため( ) 各主管課(室)に確認されたい。また、全国的青少年団体等に属している者も、都道府県に提出することができるが、同時に2つの窓口に応募することはできない。

( )住民票住所の属する都道府県と実際に居所する都道府県が異なり、住民票住所の属する都道府県における選考を受けることが著しく困難な場合や、近い将来他の都道府県へ異動することが決まっている場合等

(3) その他

提出書類は返却しない。

## 6 選考の流れ

(1) 第1次選考

都道府県知事（又は教育長）又は全国的青少年団体等の代表者（以下「推薦者」という。）が、それぞれ日時、実施方法等を定めて第1次選考を行う。

(2) 第2次選考

内閣府は、推薦者からの推薦に基づき第2次選考の受験者を決定し、その受験者について、第2次選考を実施する。受験票は、試験日の1～2週間前に受験者本人に送付する。

ア 科目

面接試験

イ 期日及び場所

<東京会場>

期日：2019年5月17日（金）又は18日（土）のうち内閣府が指定する日

場所：中央合同庁舎第8号館（東京都千代田区永田町1-6-1）

<大阪会場>

期日：2019年5月25日（土）

場所：未定（大阪市近郊）

ウ 経費

試験を受けるために必要な交通費、宿泊料等の経費は、本人の負担とする。

エ 合否結果

2019年6月中旬までに、合格者の受験番号を内閣府ホームページに掲載する。

(3) 参加条件

事業への参加決定に当たっては、事前研修、出発前研修及び帰国後研修を含む事業の全日程への参加について、本人が誓約することを条件とする（第2次選考試験時に、誓約書への記入を求める）。本誓約を行わなかった場合や事前研修に参加しなかった場合、参加青年として不適当と認められる行動があった場合には、参加決定を取り消すことがある。また、第2次選考合格後は、内閣府が指定する期日までに勤務先の雇用主等（学生にあっては、学長・学部長、ゼミの担当教員等）の確認書の提出が求められる。

## 7 留意事項

本事業の応募に当たっては、「事後活動」の重要性についても認識してください。内閣府は、事業実施中の活動だけ

でなく、事業参加後、事業で得た学びを広く社会に還元することを目的にした事後活動も重視しています。

幸い、内閣府の青年国際交流事業は歴史が長いので、「日本青年国際交流機構」(IYEO)を中心とした同窓会組織による事後活動の機会が充実しています。事後活動とは何かを知りたい場合は、内閣府発行の「事後活動ニュース」(<https://www8.cao.go.jp/youth/kouryu/koho/index.html>)又はIYEOホームページ(<https://www.iyeo.or.jp/>)を御覧ください。